

「今治市介護用品支給事業」支給要件の変更について

【変更内容】

令和3年4月から、介護を受けている方が市民税課税の場合、介護用品券支給の対象外となります。

介護用品支給要件		
	変更前（～令和3年3月）	変更後（令和3年4月～）
て 介 い 護 る を 受 け 方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有している ・要介護4、5 ・重度の認知症又はねたきり状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有している ・要介護4、5 ・重度の認知症又はねたきり状態 ・<u>市民税非課税であること</u>

【課税状況による受給資格等確認表】

		介護者（介護をしている方）	
		市民税課税	市民税非課税
介護を受けている方	市民税課税	受給資格なし（令和3年4月～）	
	市民税非課税	2,000円／月	4,000円／月

【Q&A】

問 1	介護を受けている方と同じ世帯の者が市民税課税者の場合は支給対象外か。
回 答	介護を受けている方本人が市民税非課税であれば、支給対象となります。
問 2	現在介護用品を受給している人に影響はあるのか。
回 答	受給者の中で、介護を受けている方が市民税課税である場合、 <u>令和3年4月以降は支給対象外となります。</u>
問 3	支給金額に変更はあるのか。
回 答	<u>支給金額に変更はありません。</u> 令和3年4月以降も介護者（介護をしている方）の属する世帯の課税状態に応じて月額4,000円又は2,000円を支給します。